

綾瀬市教育委員会会議録

令和6年4月定例会

令和6年4月23日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅君
教	育	長	職務代理者	田中 恵吾君
委		員	平出	恵子君
委		員	亀ヶ谷	由美子君
委		員	齊藤	隆訓君

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司君						
参	事	兼	教	育	総務課長	大矢	博之君				
参	事	兼	学	校	教	育	課長	堺	千津子君		
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	春木	純子君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	渡邊	倫康君	

書記

教	育	総	務	課	総	務	担	当	主	幹	奥	田	壘斗		
教	育	総	務	課	総	務	担	当	主	任	主	事	野	尻	裕一

令和6年綾瀬市教育委員会会議4月定例会議事日程

令和6年4月23日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第12号議案	綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の委嘱について
日程第3	第13号議案	綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の辞職及び委嘱について

報告

日程第4	第3号報告	教育委員会事務局職員の人事異動について
日程第5	第4号報告	県費負担教職員の人事異動について
日程第6	第5号報告	綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について
日程第7	第6号報告	産業医の委嘱の報告について

陳情

日程第8	陳情第1号	教科用図書採択に関する陳情について
------	-------	-------------------

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議４月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。

会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第２ 第１２号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第１２号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。

令和６年４月定例会議案書の３ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第１０号の規定により提案するものであります。

就学指導委員会は、障がいのある子どもたちを、それぞれ学校への適応状態や障がいの状態等を判定し、最も適切な教育の場に就学するよう教育委員会に答申をする機関です。

委員の選出につきましては、就学指導委員会規則により、医師、児童相談所職員、特別支援学級設置校の校長や特別支援学級の学級担任等の選出区分ごとに、関係機関から委員を選出いただいております。委員の数は１６人以内とし、任期は２年としております。

それでは、議案書の４ページ・５ページを御覧ください。

名簿のとおり、１６名の委員を新たに委嘱するものでございます。

備考欄に記載のとおり、委員のうち3番から9番までと、14番の8名の方が新任、そのほかの8名の方が再任となっております。新任の委員につきましては、関係機関の人事異動等により、特別支援学校の教員や、市内の小・中学校の特別支援学級の担任の方などに新しくお願いしております。

任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間でございます。また、令和6年4月定例会議案資料の2ページにこれまでの委員名簿を掲載してございます。

以上で第12号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第12号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷委員）

私たちは12月ぐらいから3回ほどに分けて、就学指導委員会からの報告を伺っておりますが、この委員会の1年間の活動の流れを、簡単な形で大丈夫なので教えていただけたらと思います。

それから会議の際に、16名の方全員が揃うのかということもお聞きしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

今のご質問に対してお答えいたします。この委員会は、1年間に5回の開催を予定しております。先ほど部長からも申し上げたとおり、新就学児童、また小・中学校在籍児童・生徒の特別支援学級、特別支援学校への転籍、または特別支援学級から通常の学級への転籍等の措置、指導を行うものでございます。

委員の方につきましては、基本的には全員出席しますが、公務の都合により御欠席される場合もございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他にございますか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案別紙の職業欄が皆さん地方公務員になっていて、議案資料には詳しく書いてありますが、これが紙資料からタブレットになった影響で見づらいので、何か方法を考えていただけるといいかなという意見です。

○教育長（袴田毅君）

要望ということで。

はい、ほかにはいかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑・討論なしと認めます。これより、第１２号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

はい、挙手全員であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第３ 第１３号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の辞職及び委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第１３号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の辞職及び委嘱について」、御説明いたします。

定例会議案書６ページを御覧ください。

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための実効性のある施策の調査・研究のほか、重大事態への対処等に係る事実関係を調査し、その結果を審議し教育委員会に答申する機関でございます。

委員会の構成につきましては、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則の選出区分に基づき、小・中学校校長の代表、精神科医、弁護士、臨床心理士又は児童・生徒の心身の発達及び心理に識見を有する者、学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者として６名の方を委嘱しております。

現在の委員の任期につきましては、令和７年４月３０日までの２年間となっておりますが、小中学校校長会・教頭会連合会会長であった綾瀬小学校校長の豊田政治氏から、役職変更に伴い、辞職届が提出されましたので、辞職を承認するとともに、同連合会の会長に着任された、綾北中学校校長の熊本丈力氏を新たに委嘱することについてお諮りするものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となる令和６年５月１日から令和７年４月３０日まで

の1年でございます。なお、令和6年4月定例会議案資料の3ページに、委員会全体の名簿を掲載してございます。

以上で、第13号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第13号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

いじめ防止等対策委員会年間の活動の流れや、様子を教えてくださいませんか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

それでは、お答えいたします。1年間に2回開催しております。内容につきましては、その年のいじめ認知件数について、または、重大事態発生時における事務等について、いじめの重大事態対応マニュアル等確認について、協議しております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。

これより、第13号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、「日程第5 第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」、以上の2件は、いずれも人事に関する報告ですので、一括して議題といたします。なお、質疑は個別で行います。

それでは、本2件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」及び「第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」の2件につきまして、一括して御説明いたします。

教職員の人事異動につきましては、2月の教育委員会会議に校長及び教頭の人事を、また、教育委員会事務局職員の人事につきましては、課長相当職以上の人事を3月の教育委員会会議で、それぞれ御報告させていただいております。今回は、教育委員会全ての職員の人事につきまして、御報告させていただくものでございます。

それでは報告書の2ページ及び3ページを御覧ください。

教育委員会事務局職員の人事異動につきましては、昇任・昇格・配置換え、採用及び暫定再任用職員について掲載しております。

次に、5ページを御覧ください。県費負担教職員の人事異動でございます。

教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、事務主査及び新採用について掲載しております。

なお、報告資料の2ページから7ページまで、教育委員会事務局と教職員の配置表を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、「第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

続きまして、「第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

はい、県費負担教職員の人事異動に関して、6ページに教諭の転入者が5名記載されています。多くの方が綾瀬市に転入されていると理解していますが、この転入に関して、人事交流などの目的があれば教えてください。

また、逆に転出された方の人数は記載されていませんが、もし分かるようであれば、転出された方についても教えていただきたい。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

まず、転入の方については、5名いらっしゃいます。内訳は、交流から戻られた方、新たに綾瀬市に交流としてお越しになった方、それから、御家庭の事情で綾瀬市に転入された方などとなっております。

県央交流の趣旨ですが、管内における学校教育の活性化を図るため、市町村間の小・中学校教員交流を行い、各自治体の取組を経験し、それぞれの良さを取り入れるということになってございます。それから、転出したものでございますが、令和6年度人事で6名ございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、平出委員。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

去年は平均が40代ぐらいだったと思います。年々若くなってきていると思っていますので、新採用の方や、免許更新制が廃止になって新たに入ってくるような人、綾瀬にはまだいないようですが、そういう方へのフォローアップ研修・指導もよろしくお願いいたします。

議案資料の5ページにあります配置表について伺いたいのですが、お名前の横に、「短」と書かれている方や、綾南小学校には「部」と書かれている方がいらっしゃいますが、この「短」、「部」はどういった意味になるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

はい、「短」と書かれているのは、育児短時間勤務をとられている方です。

それから「部」と書いてある方ですが、育児部分休業という形をとられている方になります。

育児短時間勤務につきましては、週5日のうち、1日当たり3時間55分、4時間55分、7時間45分から、御本人の生活スタイルに合わせてお取りいただいている短時間の勤務の方を指します。

部分休業の方につきましては、1日2時間以内、30分を単位とした部分休業をとられている方で、いずれにしても、御本人の生活スタイルに沿った形でとられていることとなります。ただし、こういった形で、短時間の休業・休暇を取られると授業に影響が出てまいりますので、こういった形で示させていただいております。以上となります。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

令和6年度配置表の中で、備考欄に「欠補」と記載されている方が、小学校と比べて中学校に多いのは何か理由があるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

はい、いくつか理由はあるのですが、一番大きな理由といたしましては、教科担任制によるものとなります。

例えば、技術科の教員を採用して欲しいと県に要望しても、3年連続で採用されていないような現状があります。それは県全体での採用数が少なく、どうしても順番が後回しになってしまっているものでございます。そうすると、今綾瀬市に登録していただいている臨任の中から、技術科の方を欠員補充として採用させていただくというような形になります。

その他の理由としては、特別支援学級の、例えば一人学級のところでは、そのお子さんが入院したり、転出したりするとその学級を閉じることになりますので、本務の先生ではなく欠員補充の先生で埋めることが多いというような事情もあります。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第3号報告及び第4号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第5号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第5号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、御説明いたします。

報告書の10ページを御覧ください。

学校嘱託医及び学校薬剤師の令和6年3月31日付け辞職に伴い、新たに学校嘱託医及び学校

薬剤師を令和6年4月1日付けで委嘱いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

始めに、1の辞職でございます。学校嘱託医として綾北小学校の耳鼻科医を担当していただいていた太田善之氏、学校薬剤師として綾瀬中学校を担当していただいていた見上朋子氏が辞職されました。

これに伴い、2の委嘱でございますが、学校嘱託医として綾瀬小学校及び綾西小学校の眼科医に石川敦氏を、学校薬剤師として綾瀬中学校に本多知美氏を委嘱したものでございます。

続きまして、3の担当校変更でございます。学校嘱託医として北の台中学校の耳鼻科医を担当していただいていた芦田裕士氏を綾北小学校及び北の台中学校に、市内10校の全小学校の眼科医を担当していただいていた原雄造氏を綾北小学校、早園小学校、綾南小学校、天台小学校、北の台小学校、落合小学校、土棚小学校及び寺尾小学校の8校に、担当校を変更したものでございます。

また、報告資料の9ページから11ページまで令和6年4月現在の名簿を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第5号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

この報告資料を見ますと、市内のみならず市外の先生にも御協力いただいていると思いますが、どのような形でお医者さんを決めているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、お答えいたします。眼科医は座間綾瀬医師会より、耳鼻科医は東海大学より、薬剤師は大和綾瀬薬剤師会よりそれぞれ御推薦いただいております。以上でございます。

○委員（平出恵子君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑がないようですので、第5号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第7 第6号報告 産業医の委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第6号報告 産業医の委嘱の報告について」、御説明いたします。

報告書の11ページを御覧ください。

令和6年度におきましても、綾瀬小学校の常時在籍する教職員が50人以上となりますことから、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、産業医を選任するものでございます。

座間・綾瀬医師会から推薦をいただき、令和6年4月1日付けで、令和5年度に引き続き、伊藤薫氏を委嘱いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします

○教育長（袴田毅君）

それでは、第6号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

産業医の派遣は教職員50名以上の学校というお話をいただきました。

この派遣基準の計算にあたっては、正規職員や臨任以外の方で、週3日とか、非常勤の方も多数いらっしゃると思いますが、そういう方も含めての50名なのか、そういった派遣基準について教えてください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

労働安全衛生法第18条に基づいて常時50人以上の労働者を使用するところとなっておりますが、綾瀬市では、週5日勤務する職員と読み替えてございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他にはございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑がないようですので、第6号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第8 陳情第1号 教科用図書採択に関する陳情について」、この件を議題といたします。

はじめに、受理した陳情書を事務局職員より読み上げてもらいます。

奥田教育総務課総務担当主幹、お願いいたします。

○教育総務課総務担当主幹（奥田壘斗君）

2024年度における公正な教科書採択のための陳情

日頃の教育への貢献に敬意を表します。

貴職におかれましては、2024年度の中学校教科書採択に向けて、採択要綱の作成に取り組まれていることと存じます。つきましては採択過程の改善について陳情いたします。私たちの本意を真摯に受け止め、2024年度の教科書採択要綱に取り入れていただくよう強く要望いたします。

主なポイントは、次のとおりです。

- 1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること。
- 2、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること。
- 3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。
- 4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと。
- 5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。

○教育長（袴田毅君）

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「陳情第1号 教科用図書採択に関する陳情」に関する本市の現状等について、御説明いたします。

令和6年4月定例会陳情書の2ページを御覧ください。

本陳情の要旨でございますが、陳情書に記載のとおり、大きく分けて5つございます。

3ページを御覧ください。

まず1点目は、「教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること」でございます。

教育委員会会議や調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと、そして希望者が全員傍聴できるような措置やインターネットによる動画配信を行うことなどを求める内容でございます。

また、審議においては、「A社」「B社」などとせず、実際の発行者名を用いること、採択に関係するすべての文書は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開することなどが陳情されています。

本市の対応方針でございますが、4市合同調査委員会、採択検討委員会、教科外調査委員会は、教科書採択における公正確保の徹底を図るため、また、静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公明かつ適正な採択を行うため、公開しておりません。しかしながら、実際に採択を行う教育委員会会議については、傍聴可能な公開の会議として開催しており、通常より広い会議室を使用することで、希望者が全員傍聴できるよう努めております。

審議においては、「A社」「B社」などとせず、実際の発行者名を用いており、採択に関係する文書は、作成後速やかに公開しております。

2点目は、「実際に教科書を使用する学校及び教員の意見を最大限尊重すること」でございます。学校における見本本の回覧日数を確保し、教員が勤務校で十分に調査研究できるようにすることや、教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと、教員が採択を希望する教科書についての意向を尊重することを求めるものでございます。

本市の対応状況でございますが、見本本の回覧については全中学校において行い、教員が勤務校で調査研究できるよう努めております。

また、教員が勤務時間内に展示会に行く場合は公務として対応しております。また、学校が作成する意見書により、教員の意見の集約を図ります。

3点目は、「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」でございます。

調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、実際に教科書を使って授業を行う教員の意見が反映されるようにすること、調査研究報告書に、各学校の意向を記載すること、そして選定審議会、委員会はその意向を最大限尊重して選定理由書を作成すること。採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱することなどを求めるものでございます。

本市の状況でございますが、教科調査研究員を適切な人数委嘱するとともに、調査結果については綾瀬市教科用図書採択検討委員会設置要綱に基づき設置された採択検討委員会へ報告しております。

4点目は、「採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」でございます。教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定委員会の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のない限り、これに反する決定は行わないこと、これらと異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること、採択は挙手等、各委員の意思が明

示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないことなどを求めるものでございます。

本市の状況でございますが、採択は、外部の意見に関与されることなく、教育委員会の判断と責任において行いますが、採決を行う際には、理由を表明するよう努めております。また、採決の方法については、挙手により採決を行っております。

5点目は、「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」でございます。法定の展示会について、できるだけ多くの保護者・住民等が閲覧できるよう、おおむね午後9時ごろまで開催することや、土・日・祝日も開催すること、会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取することなどを求めるものでございます。

また、保護者・住民等が教科書の内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示会を行うこと、その開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすること、採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うことを求めるものでございます。

本市の状況でございますが、法定展示会については、夜間の開催は行っておりませんが、平日に加え土・日曜日や祝日も開催するほか、アクセスのよい市庁舎にて開催するなど、より多くの方に閲覧いただけるよう努めております。

また、会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取しております。法定展示会以外の展示会については、採択終了後も、教育委員会内の会場で開催しております。

以上の旨を陳情者へ回答してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

事務局から本陳情に関する現状と対応案等の説明が終了しましたが、ただ今の事務局からの説明及び本陳情への対応案につきまして、質疑・意見等がございましたらお願いいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

今回の陳情を提出した日本出版労働組合連合会という団体を初めて耳にしたのですが、4年前の中学校教科書採択のときや、昨年度の小学校教科書採択には陳情がなかったので、今回初めてでびっくりしておりますが、どういった団体なのか、分かる範囲で結構なので教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

出版や出版の関連産業で働く労働者の産業別労働組合ということになってございます。以上で

ございます。

○教育長（袴田毅君）

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

教科書を出版している会社の従業員の連合という理解でよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

詳しいことはわかりませんが、出版労連は出版社で働く方はもちろん、メディア産業労働者、出版経営者を初めとした広範な人が、言論や出版などにおける表現の自由を守るために力を合わせているとホームページで記載されております。具体的にどういった団体なのかというところは承知をしておりません。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

陳情の内容に関して、基本的には言っていることも理解出来ますが、ただいくつか疑問に思うところもございます。一つだけ自分の判断を述べたいと思いますが、採択地区の保護者・住民から公募により委員を、というような陳情事項があります。確かに意図はわかりますが、逆に自分は公平さ、それから公正さに疑問を持たざるを得ないのです。

例えば、採択検討委員会の設置要綱では、公平・公正に取り組む趣旨の設置要綱がある中に、委員は10名という規定がありますが、例えば公募で20人、30人と出てきたときに、やっぱり限りが生じて誰かを選択しなければいけないとなったりすると、やっぱり公平な判断がなかなか難しい。

そのために、地域やPTAの代表が委員会に入っているというのは、公平性・妥当性という点で理にかなっていると思っています。そういう部分で、若干疑問に思う部分が何点かありました。

感想的なものになりますが、以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。では感想ということで。

他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

陳情事項にインターネットによる同時動画配信とありますが、例えば、特に横浜市や川崎市のような政令指定都市を始めとする他の自治体では行っているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

はい。教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

教育委員会会議のインターネット配信につきましては、例えば千代田区や熊本市などでは録画の配信やライブ配信をやっているようです。

横浜市につきましても、教科書採択はインターネット等で中継している様子ということで把握はしております。以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

そういうところはあるということですね。ありがとうございました。

この回答の仕方は丁寧で良いのではないかなと思っております。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

この陳情を読んだ上での感想になりますが、「採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」の1番に、「調査研究委員会及び選定審議会の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題がない限り、これに反する決定は行わないこと」と書かれていて、私たちは、去年や4年前のときもそうですが、時間をかけて教科書を読んで、検討委員会の御意見や現場で実際に教科書を使っている先生方のことも十分考えて、本当に真剣に取り組んでいるのですね。それをこういうふうにこれに「反する決定は行わないこと」なんて書かれてしまったら、「私たちの教科書採択に費やしている時間は何だろう」と、ちょっとショックでした。こういうことを言われなくても、ちゃんと現場の先生のこと、子どもたちのことを考え、自分たちの視点でしっかり見ているということをどうしても言いたくて、手を挙げさせていただきました。

○教育長（袴田毅君）

はい。力強い御意見を。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

私も感想になりますが、この陳情をいただいて、改めてこの教科書採択というのは非常に大きな責任の伴う仕事だと感じました。

採択に当たっては、真摯に向き合って、誠実に、気合を入れて取り組んでいきたいと改めて感じました。

○教育長（袴田毅君）

はい。決意ですね。

他はよろしいですか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

そうすると特に修正の意見ありませんでしたので、先ほど説明があった主旨の回答でお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明のあった対応で陳情者に回答していきたいと思います。

以上で陳情第1号を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。

午後2時3分 閉会